

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年12月2日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
横浜市いじめ防止啓発月間の取組について
- 3 審議案件  
教委第44号議案 令和4年度横浜市指定文化財の指定について  
教委第45号議案 第4期横浜市教育振興基本計画策定に関する意見の申出について
- 4 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 11/29 本会議（第1日）議案上程（給与条例関係・追加議案）・質疑・付託・議案議決

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

- 11/22 「プロ野球ドラフト会議 supported by リポビタンD」(10/20) において指名された横浜市立金沢高等学校の生徒による横浜市長表敬訪問
- 11/24 スクールミーティング
- 11/25 子ども科学教育研究全国大会

#### (2) 報告事項

- 横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

### 3 その他

# いじめ防止市民フォーラムを開催します

## 12月は「いじめ防止啓発月間」

横浜市では「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけ、様々な取組を実施します。本月間の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働し「いじめ防止市民フォーラム」を開催します。今年度のフォーラムでは、「横浜子ども会議<sup>※</sup>」10周年を記念して、**全18区の代表校の児童生徒が一堂に会し、「いじめをなくすために、私ができること」を議論します！**

### いじめ防止市民フォーラム概要

- 日時** 12月6日(火) 13:00~15:15 (12:30開場)
- 会場** 横浜市役所1階アトリウム (横浜市中区本町6-50-10)
- テーマ** オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪  
～いじめをなくすために、私ができること～

- 内容**
- 1 児童生徒によるポスターセッション  
各区代表の小中一貫教育推進ブロックごとに「いじめ防止」のための取組を発表
  - 2 児童生徒による協議  
ポスターセッションに参加した児童生徒全員でいじめを防止するために何ができるかを話し合います。最初はグループで、その後、代表者がステージで議論を深めます。参加者も進行も全て児童生徒による、まさに「子ども会議」です。



(昨年度のいじめ防止市民フォーラムの様子)

※横浜子ども会議：子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立学校の児童・生徒が主体となって、いじめ未然防止に関して、話し合い取組を進める場です。各学校に加え、小中一貫教育推進ブロックでの話し合いも持たれています。また、夏には区ごとに「区交流会」を開催し、中学校ブロックでの話し合いや年間の取組について実践発表を行います。



### 12月は「いじめ防止啓発月間」

～子どもの健全育成に係る関係機関と協働して、いじめ防止の取組を推進～

「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があります。児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、下記取組を実施します。

- 取組1** いじめ防止に向けたポスター・のぼり掲出  
啓発月間の「ポスター」と「のぼり旗」を全市立学校、関係機関・団体、区役所等で掲示
- 取組2** 市営地下鉄での広告掲出  
市営地下鉄（ブルーライン車内・駅、グリーンライン車内）にて広告を掲出し、いじめの相談窓口について周知
- 取組3** いじめ解決一斉キャンペーン  
各学校で、子どもたちに無記名アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会で点検・確認

▶ 関係機関の取組は裏面



ポスター2種

のぼり各種

【裏面あり】

令和4年度 子どもの健全育成に係る関係機関等「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」の取組について

(注)★は例年実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度実施できないものです。

関係機関・団体		取組内容
横浜地方法務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人権110番電話相談(通年)</li> <li>・子どもの人権SOSミニレター(配布期間5月～6月)</li> <li>・人権キャラバン(横浜市内小中学校での人権教室)</li> <li>・中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式及び作品朗読(11月)</li> <li>・LINE相談周知用カード配布(11月～12月)</li> <li>・人権週間街頭啓発運動(例年12月4日～10日)★</li> <li>・とどげよう「絵とことば」のコンテストの実施</li> </ul>
神奈川県警察		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室の開催(通年)</li> <li>・ユーステレホンコーナーによるいじめ等の電話相談(通年)</li> </ul>
横浜市青少年指導員連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市一斉統一行動パトロール活動(7月)</li> <li>・社会環境実態調査(7・8月)</li> <li>・全市統一行動キャンペーン活動(11月)</li> <li>・横浜市青少年指導員の研修会(9月)、大会(3月)において、青少年を取り巻く様々な問題について、専門家による基調講演を実施</li> </ul>
横浜市子ども会連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大人による見守り活動(通年)</li> <li>・地域での活動を通じた子どもたちによる支え合いの促進(通年)</li> </ul>
横浜子ども支援協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子ども支援協議会*に参画する各団体へのいじめ防止啓発月間に関する周知、普及啓発</li> <li>・各団体に通所している児童生徒に対するいじめ防止の啓発</li> </ul> <p>※不登校・ひきこもり等に対して社会的自立に向けた支援を行う市内の民間団体で構成</p>
横浜市PTA連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市PTA連絡協議会三行詩コンクールの実施(テーマ:「命の大切さ」「みらい」「家族のきずな」)</li> <li>・PTA役員・委員の経験が1、2年目の方を対象とする、家庭と地域社会の役割、人間関係、相互理解についての勉強会実施</li> </ul>
横浜市立学校 (小・中・高・特別支援学校)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止対策委員会による組織的対応(通年)</li> <li>・子どもの社会的スキル「横浜プログラム」の授業実施(通年)</li> <li>・いじめ未然防止として「横浜子ども会議」の取組実施(通年)</li> <li>・非行防止・防犯サミットの開催</li> <li>・人権週間におけるいじめ防止の取組(12月)</li> </ul>
横浜市	こども青少年局 横浜市児童相談所 区福祉保健センター 健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」(通年)</li> <li>・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)</li> <li>・子供・若者育成支援強調月間(11月)</li> <li>・児童虐待防止推進月間(11月)</li> <li>・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談(通年)</li> </ul>
	市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題を含む人権啓発パネル展示 中学生人権作文コンテスト表彰式(11月)、区民まつり等市内各所で実施</li> </ul>
	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間子どもSOSダイヤル(電話相談・24時間365日体制)</li> <li>・学校生活あんしんダイヤル(電話相談・火曜日～金曜日9時～17時)</li> <li>・「横浜子ども会議」区交流会の開催(8月)</li> <li>・いじめ問題に係る専門家による教職員研修会の実施</li> </ul>

【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等(横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等)で構成する協議会です。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20140821160127.html>)

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706

教委第 44 号議案

令和 4 年度横浜市指定文化財の指定について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

令和 4 年 12 月 2 日 提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項及び同条例第 40 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

## 1 指定

### ア 有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
建造物			
岩田家住宅	1棟	個人	中区柏葉
彫刻			
木造地藏菩薩坐像	1軀	宗教法人薬王寺	金沢区寺前二丁目

### イ 史跡名勝天然記念物

名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
天然記念物			
正安寺のイヌマキ	1本	宗教法人正安寺	栄区長沼町

令和4年度横浜市指定文化財の指定について

<資料>

1	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）	2頁
2	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）	4頁
3	令和4年度 横浜市指定文化財候補概要	6頁
4	横浜市指定有形文化財候補 岩田家住宅	9頁
5	横浜市指定有形文化財候補 木造地藏菩薩坐像	18頁
6	横浜市指定天然記念物候補 正安寺のイヌマキ	30頁

<参考>

	横浜市指定有形文化財候補 横浜郵船ビルについて	33頁
	横浜市文化財保護条例（抜粋）	34頁
	第18期横浜市文化財保護審議会委員名簿	35頁



教生文第 1475 号

令和4年10月1日

横浜市文化財保護審議会  
会 長 吉田 鋼市 様

横浜市教育委員会  
教育長 鯉渕 信也

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財の指定及び同条例第40条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の指定について、同条例第56条に基づき、別紙4件について諮問します。

1 令和4年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	建造物	横浜郵船ビル	1棟	日本郵船株式会社	中区海岸通
2	有形文化財	建造物	岩田家住宅	1棟	個人	中区柏葉
3	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1軀	宗教法人薬王寺	金沢区寺前二丁目
4	史跡名勝 天然記念物	天然記念物	正安寺のイヌマキ	1本	宗教法人正安寺	栄区長沼町

令和4年10月13日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉淵 信也 様

横浜市文化財保護審議会  
会 長 吉田 鋼市



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）

令和4年10月1日付教生文第1475号で諮問のありました市指定文化財の指定につきまして、令和4年10月12日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙4件について、横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財の指定及び同第40条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の指定に該当する旨、意見の一致をみましましたので答申します。

1 令和4年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	建造物	横浜郵船ビル	1棟	日本郵船株式会社	中区海岸通
2	有形文化財	建造物	岩田家住宅	1棟	個人	中区柏葉
3	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1軀	宗教法人薬王寺	金沢区寺前二丁目
4	史跡名勝 天然記念物	天然記念物	正安寺のイヌマキ	1本	宗教法人正安寺	栄区長沼町

## 令和4年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

### 岩田家住宅（建造物）《大正元年頃》

- |        |    |            |                                      |
|--------|----|------------|--------------------------------------|
| (1)所有者 | 個人 | (2)所在の場所   | 中区柏葉                                 |
| (3)員数  | 一棟 | (4)構造及び形式等 | 木造平屋建、セメント瓦葺寄棟造、<br>下屋金属板瓦棒葺片流、塔屋銅板葺 |

関東大震災前に建築された外国人向け住宅として、横浜に現存するほぼ唯一の遺構である。洋館としては素朴で簡素な意匠だが、外観においてはベイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素を採用している。内部は天井高の高いボリュームある室内や、充実した暖炉廻りの意匠などを用い、現在は失われているものの当初の下見板張、鎧戸付き上下窓の外観を含め、関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つ。さらに、柏葉に位置する岩田家住宅の存在は、従来ほとんど明らかにされてこなかった山手周辺部における外国人居住の様相を知る手掛かりとなることから、横浜の地域史の中でも貴重な存在である。



全景（建物正面）



建物内部（応接室）の様子

令和4年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

もくぞうじぞうぼさつぎぞう  
木造地蔵菩薩坐像（彫刻）《南北朝時代》

- |        |         |           |          |
|--------|---------|-----------|----------|
| (1)所有者 | 宗教法人薬王寺 | (2)所在の場所  | 金沢区寺前二丁目 |
| (3)員数  | 一軀      | (4)品質及び形式 | 木造 彩色    |

しんごんしゅうおむろは  
真言宗御室派薬王寺に伝来した地蔵菩薩坐像。薬王寺は真言宗御室派で龍華寺（金沢区洲崎町）の末寺。永禄10年（1567）には成立していたことが知られる。

本像は衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式の「法衣垂下像」である。その形式は中国<sup>ほうえすいかぞう</sup>絵画の形式を写して成立したものと考えられている。鎌倉時代中期に先駆的な表現がみられ、14・15世紀に鎌倉地方を中心とする関東で多くの作例が確認される。本像は頬が張り引き締まった面貌や立体的にあらわされた裳裾の表現などから、南北朝時代後期の一連の作よりもややさかのぼる14世紀半ば前後の製作と考えられる。

本像は鎌倉周辺地域の法衣垂下像の典型的な作例であるが、類品中でも製作年代が比較的さかのぼるものとして重要であり、本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。



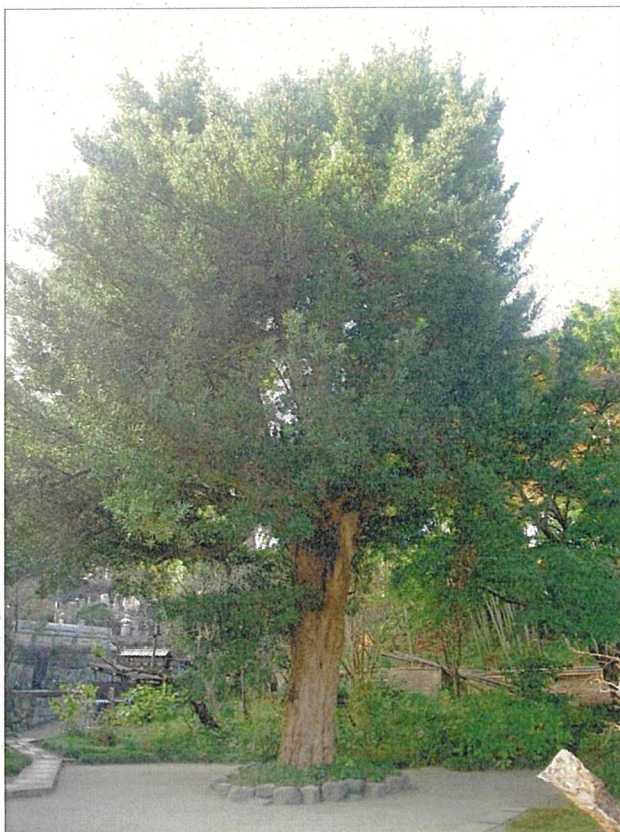
## 令和4年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

### しょうあんじ 正安寺のイヌマキ (天然記念物)

(1)所有者	宗教法人正安寺	(2)所在の場所	栄区长沼町
(3)員数	一本	(4)樹種	イヌマキ
(5)樹齢	約740年	(6)樹高	12メートル

正安寺のイヌマキは親鸞聖人が手植えをしたという伝承が残る古木である。一部の古い枝が板状になっており、県内でもイヌマキの古木に同様の例が見られる。熱帯の高木に、通気の働きや効率的に栄養を吸収するため板根を発達させている例があるため、イヌマキも老木になるにつれて暴れ枝を支える為に板状になった可能性はあるが、その発達過程は謎である。

正安寺のイヌマキは、<sup>ばんじょうえだ</sup>板状枝を有した貴重な個体の一つとして天然記念物としての価値が高い。





全景



板状枝の様子

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	岩田家住宅
2 員数	1棟
3 指定年月日	令和4年 月 日（予定）
4 所在の場所	横浜市中区 
5 所有者	
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	木造平屋建、セメント瓦葺寄棟造、下屋金属板瓦棒葺片流塔屋銅板葺 建築面積 169.50平方メートル 外壁 リシン吹付仕上 基礎 凝灰岩切石積（外周部碎石洗出仕上げ）、煉瓦積、コンクリートブロック積
7 建築の年代又は時代	大正元年（1912年）頃 （当初所有者遺族からの伝聞及び構造形式による）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他参考となるべき事項	
10 その他参考となるべき事項	横浜市認定歴史的建造物（平成元年認定）
添付するもの	写真、図面及び参考資料



## 指定調書

岩田家住宅は横浜市中区 [REDACTED] [REDACTED] に位置する。柏葉は、山手地区に隣接し山手地区と同様明治期から外国人が居住する地域だった。

居留外国人の住所録「ディレクトリ」<sup>註1</sup>によれば、当該地<sup>註2</sup>には明治43年(1910)から昭和17年(1942)まで、「A. Swanson」の名がみられ、また、旧土地台帳からは、明治40年(1907)に「アーネ・スワンソン」が当該地に地上権を設定し、同氏が昭和11年(1936)に売買により所有したのち、同19年(1944)新居茂に売却したことが判明する。スワンソン家は第2次世界大戦中アメリカに引き揚げたという。その後数名の所有を経て、昭和34年(1959)岩田家が所有し現在に至る。

アーネ・スワンソンは、スウェーデン国籍で船乗りだったと伝わるが、その後はアメリカ系両替商エクステンジ・マーケット社勤務を経て、昭和期にはスタンダード・オイル社に勤務した。アーネ・スワンソンは、外国籍会社の社員として、明治、大正、昭和戦前期を当該地で過ごした人物だった。

岩田家住宅の創建年だが、アーネ・スワンソン子息G.R.スワンソン氏によれば、当初の建物が火災で焼失したのち、大正元年(1912)に建設されたと伝えられ、氏自身はここで大正4年(1915)に生まれたという(朝日新聞昭和56年2月8日付朝刊横浜版20面 添付資料参照)。また、建物基礎が凝灰岩石積であることから関東大震災前の建設であることは明らかであり、ディレクトリや旧土地台帳の記載とも矛盾しないことから、本建物の創建年を大正元年(1912)頃とする。

岩田家住宅は、創建後内外とも改修されている。G.R.スワンソン氏所蔵の創建当時と考えられる古写真によれば、外壁は下見板張、窓は上下窓で鎧戸を付し、玄関底には装飾的な持ち送りが確認できる。また、古写真では主要室部分北西側に張り出す居室は確認できない。当該居室南側小屋組材や基礎に防水紙の痕跡が一部確認され、この部分は外壁として造られた可能性を示唆する。一方、基礎は北西に張り出す居室部分を含め主屋全体が一連のものであることが判明しており、北西側に張り出す居室を欠いた形で工事が開始され、工事中もしくは工事竣工後、時を置かず北西側居室が建設されたのかもしれない。

また、岩田家所有後も水回り部分の改修、建具の改修などが行われているものの、全体として当初の様相を良く留める。その後、平成元年(1989)度に横浜市認定歴史的建造物に認定され、平成2年(1990)度には屋根、外壁、建具などの改修工事が行われた。今後、痕跡などを丁寧に明らかにすることにより、建設当初の様相が一層明確になるものと考えられる。

敷地は、東側の2メートル幅員道路と西側の1.5メートル幅員道路が交差する南端を頂点とする南北に長い三角形で、門及び車庫を道路交差部に配し、主屋は敷地北側に南北に長く置かれ、建物の東北角部分は敷地形状に沿って隅切りされる。

主屋は木造平屋建で、南側に主人家族が使用する主要室部分、北側および東側に主として使用人が使用する付属室部分を置く。主要室部分は和小屋セメント瓦葺寄棟造とし、

付属室部分は金属板葺片流とし、主要室部分と付属室部分を明確に差異化する。外壁はいずれもリシン吹付仕上、基礎は石積布基礎モルタル仕上、外部軒蛇腹、窓枠、霧除は碎石洗出仕上とする。

主要室部分は、玄関兼サンルームと居室5室からなる。玄関兼サンルームは外階段から直接アプローチし、玄関ドアは内開きとし土間を設けず土足を前提とすることが明らかである。居室の内4室は田の字型に配置され、東側に居間と食堂、西側に応接室と書斎を置く。残り1室は寝室で北西方向に突き出す。付属室部分には台所、浴室、使用人の部屋などを置く（居室名は岩田家時代の呼称）。

外観は、装飾的な要素は少なく全体として簡素だが、南面ファサードは、玄関ホール端部のベイウィンドウや、ベイウィンドウから連続する金属板葺八角錘の塔屋、塔屋頂部に掲げた渦巻型装飾をもつ風見、主屋寄棟屋根頂部に突き出した4本の暖炉煙突などを見せ、洋館らしい印象的な立面を構成する。

主要室内部仕上は5室ともほぼ共通し、床は板床、壁天井ともに板張塗装仕上とし押縁で抑える。南西側に置かれた応接室は4.4メートル×5.4メートル、他4室は4.4メートル×3.9メートルの広さを持ち、天井高はいずれも約3.5メートルと高く、洋館らしいヴォリュームある空間とする。内部は総じて簡素で素朴な意匠だが、田の字型配置の4室各室の接合部に隅切り形式で設けた暖炉は、焚口周囲を鋳鉄製とし、炉廻りには装飾付きの木枠を用いる。特に居間暖炉は炉前に白地にコバルト色植物文様の本業敷瓦タイルを用いるなど凝った意匠とする。付属室部分は天井高も低く簡素である。主要室部分と付属室部分を明確に差異化する構成は、明治以降の外国人が居住する洋館ではしばしばみられる構成だが、横浜では完形として確認できる事例は極めて少ない。

外観や内部の簡素で素朴な意匠や和小屋の使用は、日本人大工の手になることを示唆し、一方、暖炉など部分にみられる完成度の高い意匠は、輸入品など製品化した部品を使用した可能性を示しており、当時における洋館建設手法の一端を示すものとして興味深い。

岩田家住宅は、関東大震災前に遡る、外国人が居住目的で建設した洋館として、横浜に現存するほぼ唯一の遺構であり、かつ、建築主でもある当初からの居住者が判明し、創建当時と考えられる資料も確認される。後の改修はあるものの、主要室部分のみならず付属室部分も併せて今日まで継承されており、極めて貴重である。

また、岩田家住宅は外部内部ともに洋館としては素朴で簡素な意匠だが、外観においてはベイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素を採用し、内部は天井高の高いヴォリュームある室内や、充実した暖炉廻りの意匠などを用い、現在は失われているものの当初の下見板張、鎧戸付き上下窓の外観を含め、関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つ。

さらに、柏葉に位置する岩田家住宅の存在は、従来ほとんど明らかにされてこなかった山手周辺部における外国人居住の様相を知る手掛かりとなることから、横浜の地域史の中でも貴重な存在である。

<注>

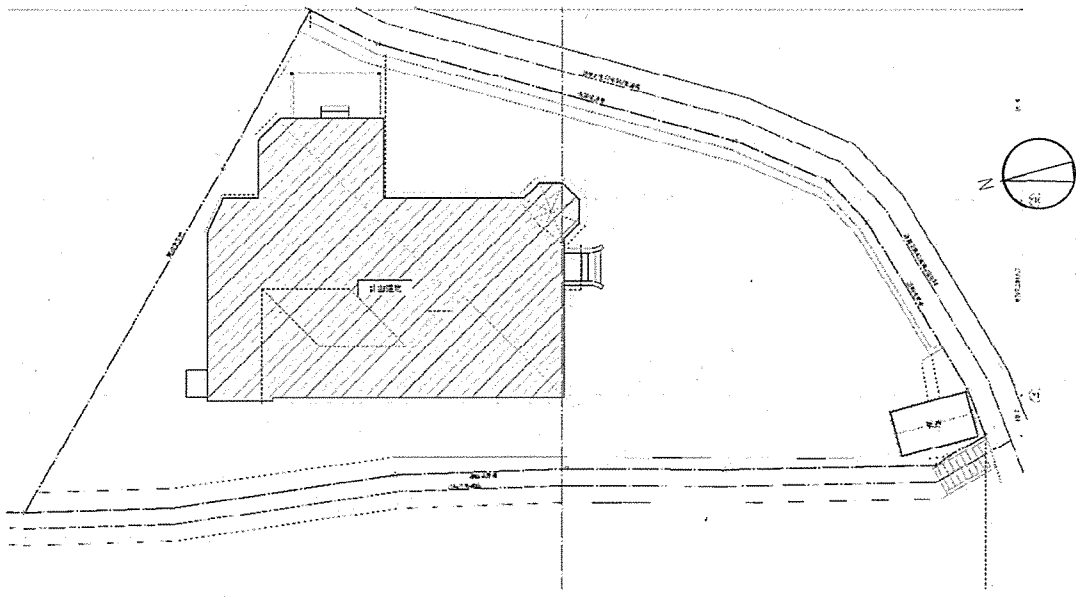
注1 正式名称は発行年により異なる。「The Japan Directory」(1917年～1923年)など。

注2 ディレクトリでは1807年から1942年まで一貫して3490Sagiyamaとなっているが、鷺山に該当する住所はなく隣接地域であることから錯誤と考えられる。

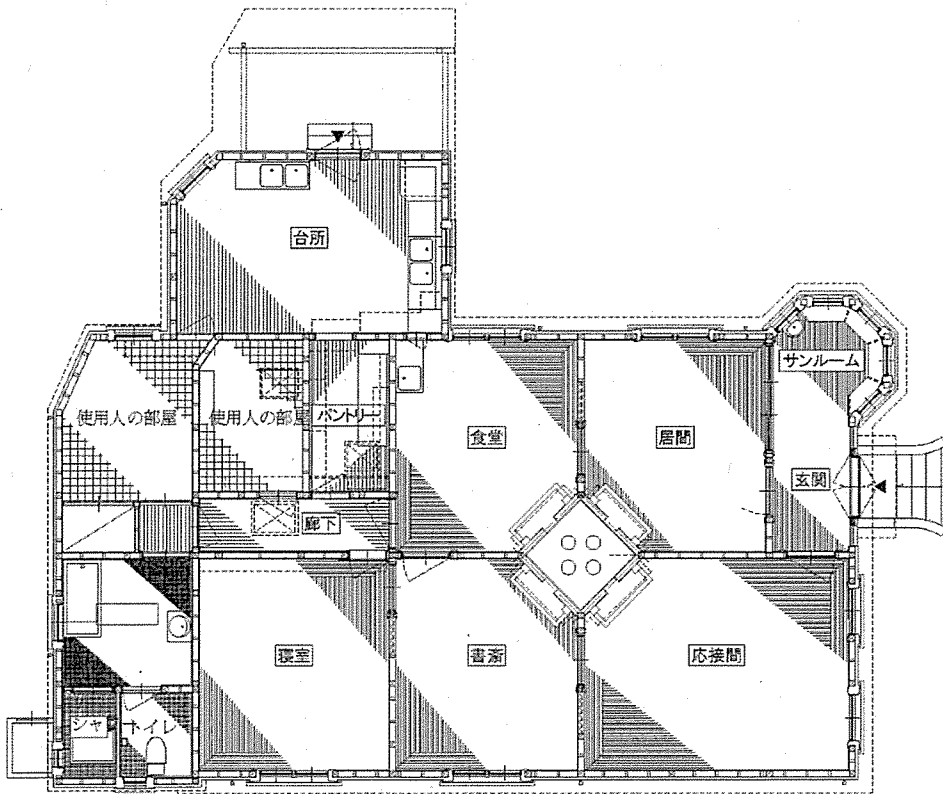
<参考文献>

「横浜新聞」第6号 (1991年、横浜市歴史的資産調査会)

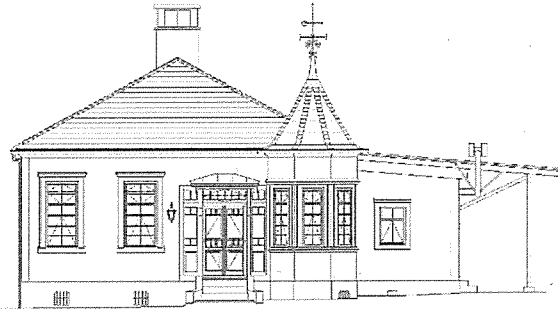
『残照 神奈川の近代建築』(1982年、朝日新聞横浜支局編、有隣堂)



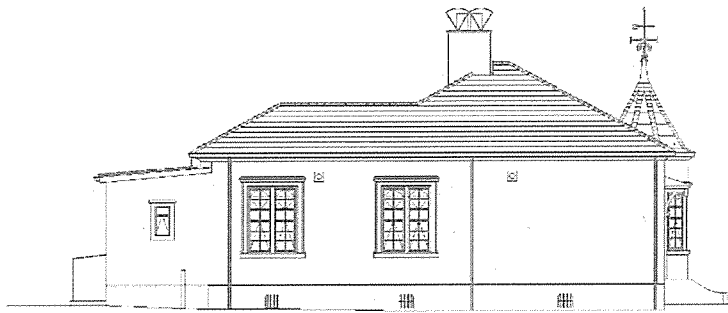
配置図



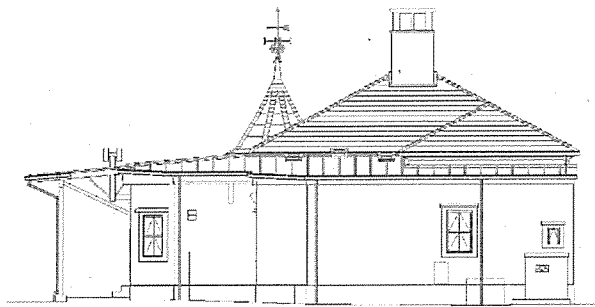
平面図



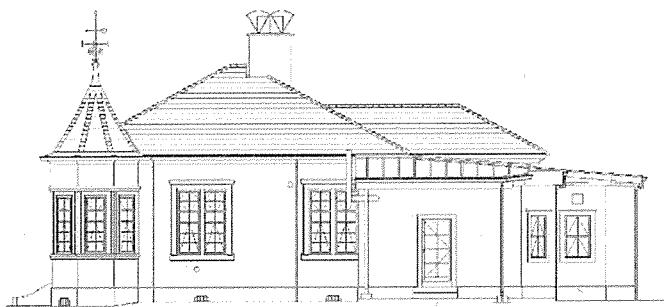
南立面图



西立面图



北立面图



東立面图



外観写真



応接間内観写真



居間内観写真



サンルーム内観写真



G. R. スワンソン氏所蔵古写真





横浜市指定有形文化財（彫刻）

1 名称	木造地藏菩薩坐像
2 員数	1 軀
3 指定年月日	令和4年 月 日（予定）
4 所在の場所	横浜市金沢区寺前二丁目23-52
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 薬王寺 代表役員 鹿野 融真 横浜市金沢区寺前二丁目23-52
6 種類	彫刻
7 品質及び形状	木造 彩色
8 寸法又は重量	像高 40.2 cm
9 作者	不明
10 製作の年代又は時代	南北朝時代
11 画賛、奥書、銘文等	なし
12 伝来その他参考とな るべき事項	本文参照
添付するもの	写真

## 調書

### 木造地藏菩薩坐像

員 数 1 軀  
時 代 南北朝時代  
技 法 木造、彩色、玉眼  
法 量 像 高 40.2 cm  
所有者 宗教法人 薬王寺 代表役員 鹿野 融真  
所在地 金沢区寺前二丁目23-52

#### 〔形状〕

本体 円頂。白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。内衣・覆肩衣・袈裟を着ける。内衣は腹部にのぞかせ帯の結び目をあらわす。覆肩衣は背部から右肩に懸かり腕をおおって腹部で袈裟にたくし込み袖状に垂らす。袈裟は左肩に懸かって背面をおおい、右肩に少し懸かって正面にまわり、上縁を折り返して再び左肩に懸かり端を背面に垂らす。折り返しは肘下まで及ぶ。両手は屈臂して胸の高さに挙げる。左は掌を仰いで第一・三・四指を曲げ宝珠を執る。右は掌を前にして立て第三・四指を軽く曲げる（錫杖を執る形。右脛前方の衣の窪みは右手持物の錫杖を受けるところである）。右足を外にして結跏趺坐する。裳裾が正面で短く、左右側面で長く、台座に懸かる。

台座 蓮華座。

#### 〔法量〕（単位cm）

本体

像 高 40.2（一尺三寸三分）

髮際高 36.7（一尺二寸一分）

頂一顎 13.8 面 長 10.0

面 幅 8.9 耳 張 10.7

面 奥 11.6 胸 奥 14.1

腹 奥 16.1 肘 張 26.1

袖裾張 43.2 坐 奥 37.7

膝 張 32.7 膝高（左） 6.6

膝高（右） 6.9 裳裾垂下部高 21.5

台座

高 23.7

〔品質構造〕

針葉樹。寄木造り。彩色。玉眼嵌入。

頭体幹部は、両耳後ろを通る線で前後二材を矧ぎ、内割りをほどこしたうえで割首する。両肩以下の体側部、両脚部に別材（幹部材との間の襦材をふくむ）を矧ぎ、それぞれ内割りをほどこす。それらの地付き開口部は棚状に底板を削り残す。体部背面に地付きに至る別材を矧ぐ。両前膊に懸かる袖口に別材を矧ぎ、両手首先を挿し込み矧ぎとする。裳裾垂下部は三方に分けて矧ぐ。

一部布貼りのうえ錆漆下地、黒漆塗り、白色地彩色。肉身部に薄赤色、左袖内側に朱を認める。像底は布貼り、錆漆下地、黒漆塗り。

台座 木製。蓮肉一材製。下方に蓮弁葺き軸を四段に矧ぐ。

〔伝来〕

- 1 真言宗御室派薬王寺に伝来した。薬王寺は真言宗御室派で龍華寺（金沢区洲崎9-31）の末寺。永禄10年（1567）には成立していたことが知られる（称名寺聖教『法談聞書』）。地蔵菩薩像は、昭和53年（1978）に薬王寺別院として飛地境内（金沢区金沢町98-6）に建立された三宝寺に本尊として一時移されたが、現在は薬王寺に戻り、本堂に安置されている。
- 2 本像に納入されていた文書があり、「金沢寺前村／地蔵尊ハ于時／元禄九年丙子／陽春新ニ建立也／大仏師／鎌倉扇谷／三橋太左兵衛尉／願主寺前村／粟飯原／三良兵衛重村（花押）／郷内与力／為成就」の文字が確認できる（『横浜市文化財調査報告書』第9輯所掲）。「新ニ建立」とあるが、元禄9年（1696）の鎌倉扇ガ谷の仏師三橋太左兵衛尉の修理に関するものと考えられる。このとき本像ないし地蔵堂が「寺前村地蔵尊」と呼ばれていたこともわかる。寺前村の地蔵堂は近世の「称名寺門前絵図」（称名寺蔵）に記載がある。
- 3 本像にはかつて像内に納入されていた木札2枚が伝えられている（『横浜市文化財調査報告書』第9輯所掲）。その1の表に「文政十二己丑歳十月日／（地蔵菩薩種子カ）奉彩色延命地蔵菩薩／武州金沢谷津邑地蔵堂」（左右の2行と中央の1行は異筆）、裏に「岾宝曆八戊寅年八月廿四日秀継法印／堂主了心代彩色／願主村中安穩／三療山薬王寺抱／現住法印了我」、その2の表に「奉再興／鎌倉扇ヶ谷／仏師加納伊織」、裏に「文政十二丑十月」の墨書が確認でき、宝曆8年（1758）、文政12年（1829）の二度、本像の修理が行われたことが知られる。宝曆修理時には本像は薬王寺抱えの地蔵堂にあり、文政修理時には「武州金沢谷津邑地蔵堂」にあったことになるが、前項の寺前村地蔵堂と同一のものと理解してよいだろう。文政修理は鎌倉扇ガ谷の仏師加納伊織によるものであった。

- 4 光背柄部正面に「本尊地藏大菩薩尊体沐浴及後光台座令□」、背面に「文久二年壬戌七月四日再營／高野山西院 金沢寺前村／法泉院 薬王寺 宝光院各□」の墨書があり、文久2年(1862)にも修理が加えられたことがわかる。「尊体沐浴」は本体の彩色を洗い落としたとの意か。
- 5 前項の修理銘にみえる寺院名のうち、法泉院は鎌倉比企谷妙本寺末の法泉寺、宝光院は龍華寺末の寺で、いずれも明治3年(1870)8月に寺前村に通達された無住寺院廃寺の報告に名があがっている。また、この報告には「薬王寺支配地藏堂」の名もあがっている(龍華寺蔵「九ヶ寺廃寺につき布達案」)。地藏菩薩像はこのあと薬王寺に移されたのであろう。

#### 〔保存状態〕

本体 白毫(水晶嵌入)。左手第三・四指先端、同第五指、右手第三・四指、持物宝珠、以上後補。裳裾垂下部右方材は現状分離。彩色は大部分剥落。

台座 蓮弁の一部、反花座、心棒、各後補。

光背(柄付き円光。木製、漆箔。高47.3cm)後補。

#### 〔説明〕

- 1 本像のように衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式の仏菩薩像を「法衣垂下像」といい、その形式は中国絵画の形式を写して成立したものと考えられている。鎌倉時代中期に先駆的な表現がみられ、14・15世紀に鎌倉地方を中心とする関東で多くの作例が確認される。地藏菩薩像の作例も少なからずあり、規準作として、永徳3年(1383)上総法眼朝栄の作である静岡県河津町・林際寺像(武蔵能仁寺本尊)、同4年、詫間法眼浄宏の作とする書き付けないし銘札が像内にあったという鎌倉市・来迎寺像(県指定文化財)、至徳3年(1386)に仏師若狭法眼および絵仏師詫間浄宏が造った埼玉・法光寺像(埼玉県指定文化財)などがあげられる。本像は、頬が張り引き締まった面貌や立体的にあらわされた裳裾の表現などから、これら南北朝時代後期の一連の作よりもややさかのぼる14世紀半ば前後の製作と考えられる。
- 2 本像は造像の経緯や当初の安置場所などが知られないが、像内納入文書および木札の記載、また光背柄部の墨書により、元禄9年(1696)、宝暦8年(1758)、文政12年(1829)、文久2年(1862)の四度にわたる修理のことが知られ、像がこの間、現在地に近い寺前村の地藏堂に祀られてきたことがわかる。元禄修理を担当した鎌倉扇ガ谷の仏師三橋太左兵衛尉の名は他に知られないが、三橋姓鎌倉仏師は17世紀前半以降多数が活動している。文政修理を担当した同じく扇ガ谷の仏師加納伊織は文化12年(1815)に逗子市・岩殿寺釈迦如来像を造立しており、加納姓の鎌倉仏

師も17世紀末頃から仏像製作・修理などの事績が散見する。

- 3 法衣垂下像は、もともと特徴的な衣の垂下部が構造上の問題から亡失していることが多いが、本像では一部が分離するとはいえ当初の部材を残しており、その点も貴重である。
- 4 本像は、鎌倉周辺地域の中世彫刻に特徴的な法衣垂下像の典型的な作例であり、類品中でも製作年代が比較的さかのぼるものとして重要である。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品であり、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われる。

〔参考文献〕

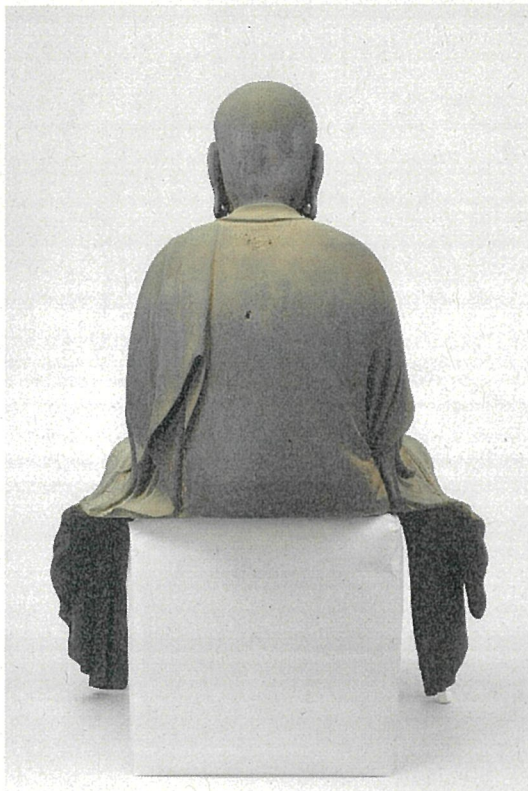
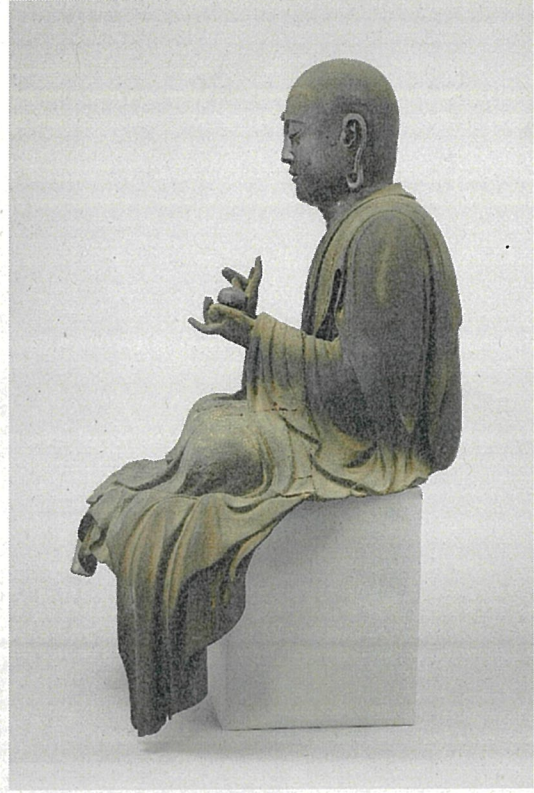
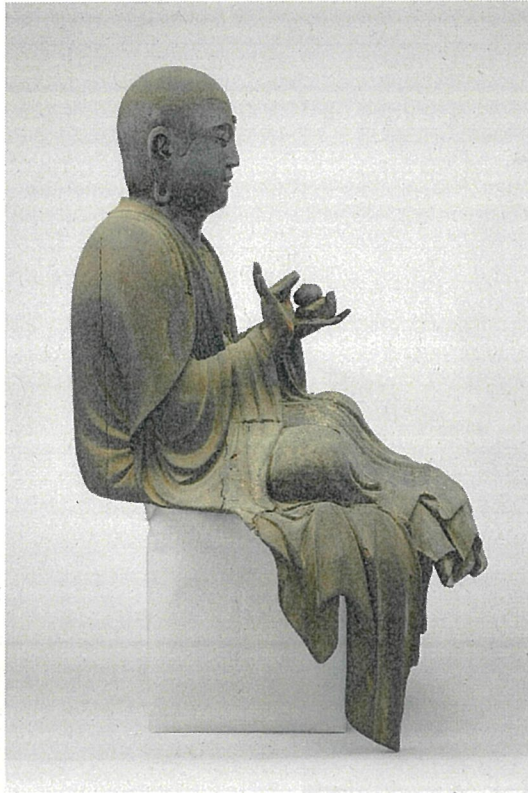
横浜市文化財研究調査会編『横浜市文化財調査報告書』第9輯 仏像彫刻資料集  
1976年

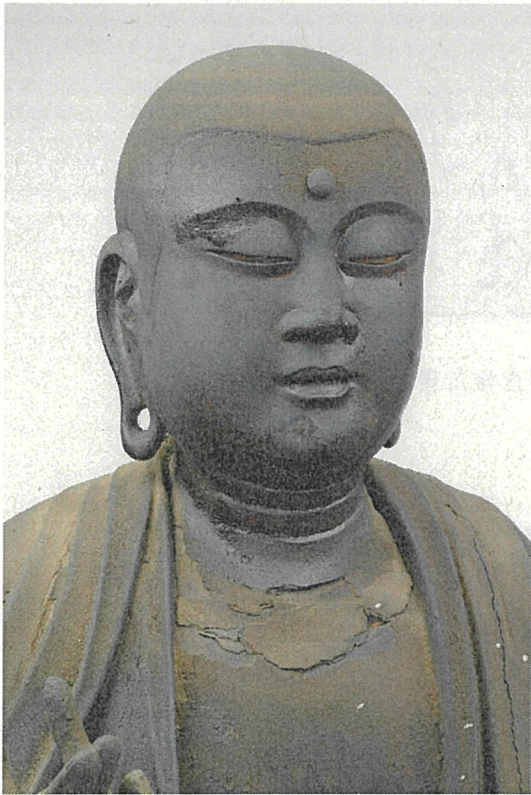
神奈川県立金沢文庫編『龍華寺—武州金沢の秘められた古刹—』2000年  
小久保芙美「木造地蔵菩薩坐像（三宝寺）」（『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報—』21）2009年

山地純「研究ノート 称名寺門前から消えた寺社—江戸時代の門前絵図から—」  
（『金沢文庫研究』336）2016年

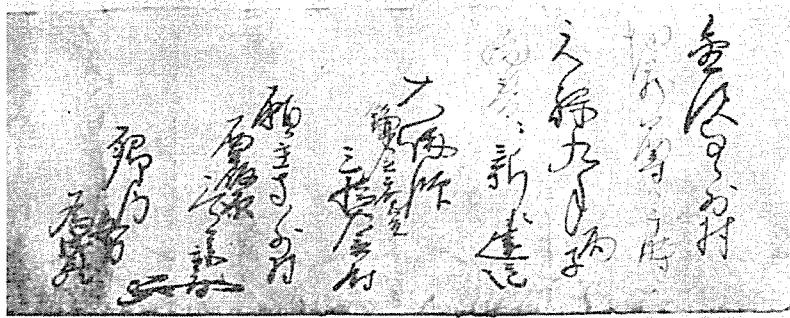
花澤明優美「地蔵菩薩坐像（三宝寺）」（横浜市歴史博物館編『特別展 横浜の仏像—しられざるみほとけたち—』所収）2021年 横浜市ふるさと歴史財団



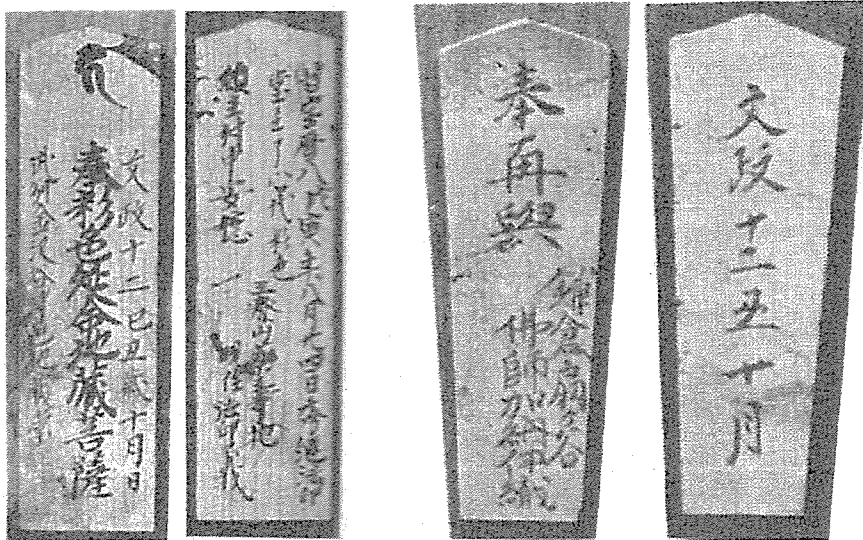








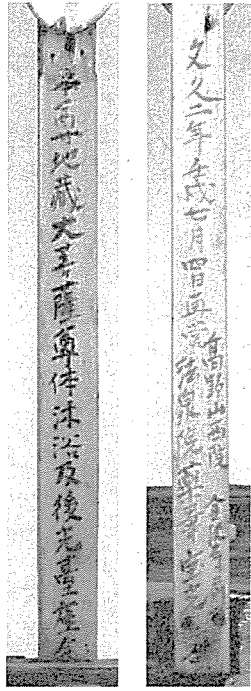
像内納入文書（『横浜市文化財調査報告書』第9輯）



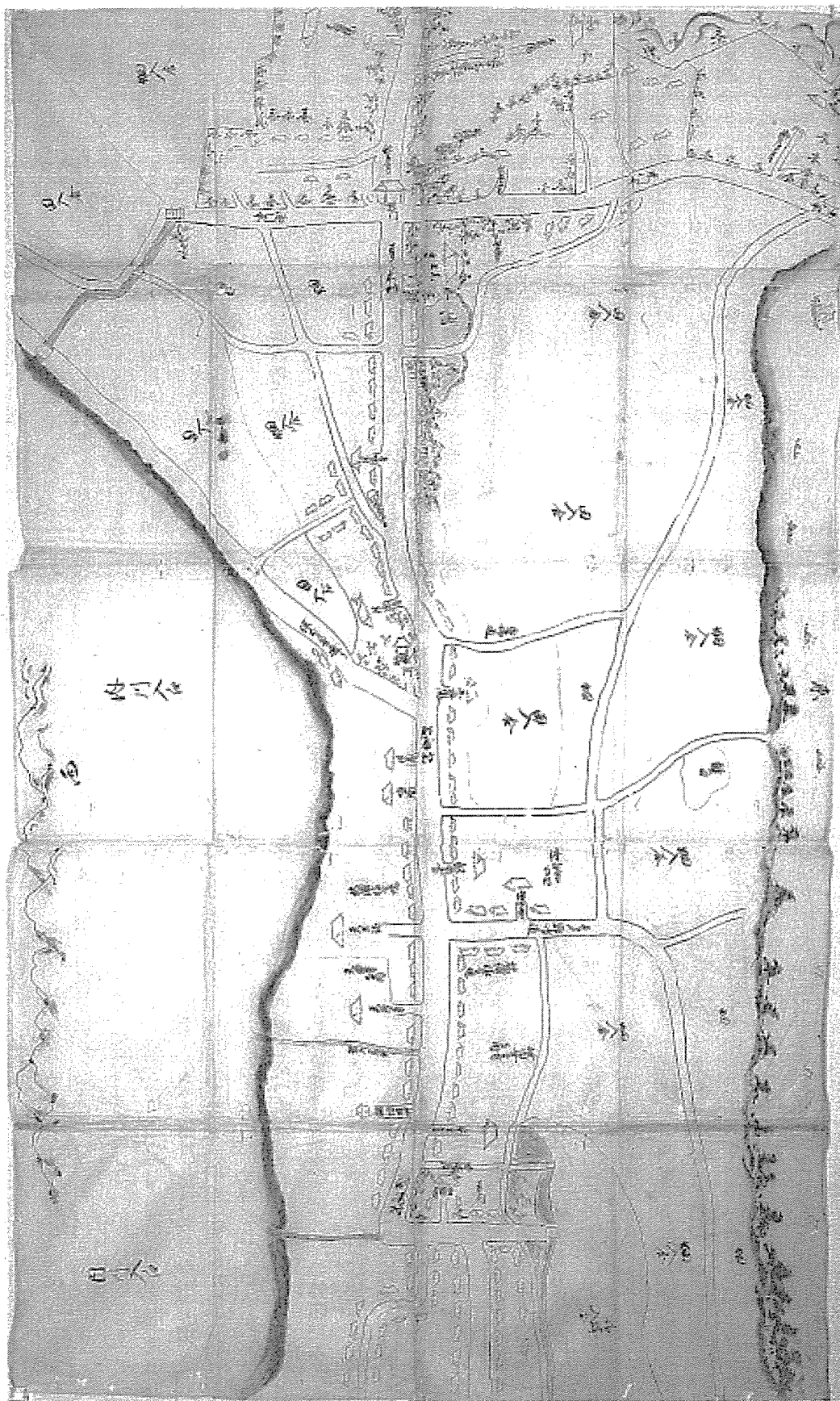
その1

その2

像内納入木札（『横浜市文化財調査報告書』第9輯）



光背柄部墨書



称名寺門前絵図



地藏菩薩坐像  
林際寺



地藏菩薩坐像  
來迎寺



地藏菩薩坐像  
法光寺  
29

横浜市指定史跡名勝天然記念物（天然記念物）

1 名称	正安寺のイヌマキ
2 員数	1本
3 指定年月日	令和4年 月 日（予定）
4 所在の場所	横浜市栄区長沼町636
5 所有者	宗教法人正安寺
添付するもの	写真

## 正安寺のイヌマキ

正安寺のイヌマキは、樹齢約740年と推定され、樹高12m、幹周り2.5mと、横浜市内の名木・古木指定の永勝寺のマキノキ（イヌマキ：樹齢約1050年、樹高20m、幹周り2.5m）に次いで古い。親鸞聖人が手植えをしたという伝承が伝えられている。

正安寺のイヌマキは、古い枝の一部が板状になっている。専門的な書籍等のイヌマキについての記載文では、板状の枝について全く書かれていないが、県下の老木・古木は一様に板状の枝を持っている。熱帯の高木が、土壌が浅いことや湿地などで樹体を支え、また通気の働きや効率的に栄養を吸収するため板根を発達させているが、イヌマキも老木になるにつれて暴れ枝を支える為に板状になった可能性はあるが、その発達過程は謎である。

イヌマキ(*Podocarpus macrophyllus* D. Don)は日本の太平洋岸を中心に、沖縄、中国東部、台湾の常緑広葉樹林に分布する暖温帯、亜熱帯性の針葉高木樹である。日本では、房総半島を東限としてスダジイやタブノキ林内に生育している。北限は京都府の冠島のタブノキ林、西限は与那国島のタブノキ林、西表島が南限となりスダジイ林内に混生する。イヌマキは耐陰性が強く、また防風効果が高く、生垣に良く使われる。またシロアリの害がないので、南方地域では建築材として使われる。神社やお寺に植樹されることが多い。

イヌマキは雌雄異種の針葉樹で、9-10月にほぼ球形で1cmくらいの白粉をおびた緑色の果実が赤紫色の肉質の花托の上に着く。花托は食べられるが、果実は毒性がある。正安寺では果実に気づかなかったそうで、雄木である可能性が高い。

正安寺のイヌマキは、板状枝を有した貴重な個体の一つとして天然記念物としての価値が高い。



横浜市指定有形文化財候補 横浜郵船ビルについて

令和4年10月1日教生文第1475号で諮問し、同年10月13日付で答申を受けた横浜市指定文化財の指定候補（建造物）「横浜郵船ビル」については、所有者の今後の活用計画・改修計画について協議の必要が生じたため、今回教育委員会の議案として提出していません。



横浜市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第 6 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。)第 4 条第 1 項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

（指定）

第 40 条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 31 条第 1 項の規定により神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝又は神奈川県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを横浜市指定史跡、横浜市指定名勝又は横浜市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

（審議会への諮問）

第 56 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

○指定された場合の主な取り扱い

（所有者の変更等）

第 9 条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第 10 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者。以下次条において同じ。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第 12 条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（現状変更等の制限）

第 16 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（修理の届出等）

第 17 条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 12 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 14 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第18期横浜市文化財保護審議会委員

※五十音順、敬称略

No.	氏名	現勤務先・役職等
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授
2	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授
3	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授
4	かしま まさる 加島 勝	大正大学特任教授
5	くるしま のりこ 久留島 典子	神奈川大学教授
6	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館副館長
7	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授
8	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授
9	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授
10	ひらの たくじ 平野 卓治	日本大学教授
11	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授
12	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授
13	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授
14	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学特任教授
15	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授
16	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館長
17	よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授

(任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日まで)